

平成18年度全国母子世帯等調査結果（概要）

調査の概要

（1）調査の期日

平成18年11月1日。前回調査は平成15年11月1日。

（2）調査の対象

全国の母子世帯、父子世帯及び養育者世帯。

（3）調査の客体

平成12年国勢調査において設定された調査地区から無作為に抽出した地区内の母子世帯（1,517世帯）、父子世帯（199世帯）、養育者世帯（30世帯）。

（4）調査方法

調査員が被調査世帯を訪問し調査票・返信封筒を渡し、郵送により調査票を回収。

※ なお、（参考）として、平成19年4月1日現在児童扶養手当を受給している母子世帯についての状況（雇用均等・児童家庭局調べ）を記載している。

結果の概要

(1) ひとり親世帯になった理由別の構成割合 —約9割が離婚等による生別—

- 母子世帯になった理由別の構成割合は、死別世帯が 9.7 % (前回調査 12.0 %)、生別世帯が 89.6 % (前回調査 87.8 %) となっている。
- 父子世帯になった理由別の構成割合は、死別世帯が 22.1 % (前回調査 19.2 %)、生別世帯が 77.4 % (前回調査 80.2 %) となっている。

(2) ひとり親世帯になった時の親及び末子の年齢

—ひとり親となった時の年齢は低下—

- 母子世帯になった時の母の平均年齢は 31.8 歳 (前回調査 33.5 歳)、父子世帯になった時の父の平均年齢は 37.4 歳 (前回調査 38.3 歳) と、共に前回調査に比べ低下している。
- 末子の平均年齢は母子世帯で 5.2 歳 (前回調査 4.8 歳)、父子世帯で 6.2 歳 (前回調査 6.2 歳) となっている。

(3) 調査時点におけるひとり親世帯の親及び末子の年齢

—親・子ともに母子世帯より父子世帯の方が年齢が高い—

- 調査時点における母子世帯の母の平均年齢は 39.4 歳 (前回調査 39.1 歳)、父子世帯の父の平均年齢は 43.1 歳 (前回調査 44.1 歳) となっている。
- 調査時点における末子の平均年齢は、母子世帯で 10.5 歳 (前回調査 10.2 歳)、父子世帯で 11.5 歳 (前回調査 11.9 歳) となっている。

(参考) 児童扶養手当の受給期間と末子の年齢

児童扶養手当を5年以上受給している者で、かつ、末子の年齢が8歳以上である母子家庭の母は全体の 29.4 %となっている。

(4) 世帯の状況 —子ども以外の同居者がいる母子世帯は約3分の1—

- 母子世帯の平均世帯人員は、3.30 人と、前回調査 (3.36 人) と比べ、0.06 人減少している。
また、子ども以外の同居者がいる母子世帯は 32.5 % (前回調査

37.3 %) となっており、親と同居が 28.2 % (前回調査 24.8 %) と最も多い。

- 父子世帯の平均世帯人員は、4.02 人 (前回調査 3.97 人) となっており、母子世帯より多くなっている。

(5) ひとり親世帯の就業状況

－母子世帯の母の就業率、常用雇用者の割合が増加－

- 母子世帯の母の就業状況をみると、母子世帯になる前では 69.3 % (前回調査 66.9 %) が、調査時点では 84.5 % (前回調査 83.0 %) が就業しており、いずれも前回調査と比べ、上昇している
調査時点の雇用形態では、臨時・パートが 43.6 % と、前回調査 (49.0 %) と比べ減少している一方で、常用雇用者が 42.5 % と、前回調査 (39.2 %) と比べ増加している。
- 父子世帯の父の就業状況をみると、父子世帯になる前では 98.0 % (前回調査 98.4 %) が、調査時点では 97.5 % (前回調査 91.2 %) が就業している。
調査時点の雇用形態では、常用雇用者が 72.2 % (前回調査 75.9 %)、事業主が 16.5 % (前回調査 15.1 %)、臨時・パートが 3.6 % (前回調査 1.8 %) となっている。
- 母子世帯では、末子の年齢が高くなるにつれて、「常用雇用者」の割合が増加し、「臨時・パート」の割合が減少する傾向が見られる。

(6) 母子世帯の母の現在有している主な資格 ー資格保有者の割合が増加ー

- 現在就業している母子世帯の母で、現在資格を有していると回答があった割合は 56.9 % (前回調査 52.2 %) と、資格保有者の割合が増加している。そのうち、その資格が現在の仕事に役立っていると回答した者の割合も 76.6 % (前回調査 57.2 %) と、大幅に増加している。
- 資格の種類別にみたところ、「役に立っている」との答えのあった資格は、「介護福祉士」が 94.7 % と最も高く、次いで「看護師」が 90.2 %、「保育士」が 76.5 %、「調理師」が 75.0 % の順となっている。

(7) ひとり親世帯の年収等 ー就労収入が増加ー

- 平均年間収入 (平成 17 年) をみると、母子世帯では 213 万円 (平成 14 年 212 万円) となっており、国民生活基礎調査による全世帯の平均所得を 100

として比較すると、37.8（平成14年36.0）となっている。

- 平均年間就労収入（平成17年）をみると、母子世帯では171万円と、前回調査の162万円（平成14年）と比べて約9万円増加している。常用雇用者が257万円（前回調査252万円）、臨時・パートが113万円（前回調査110万円）となっている。
- 母子世帯になってからの期間と平均年間収入の関係をみると、「5年未満」が191万円、「5年以上」が236万円と、「5年以上」経過した世帯の方が23.6%高くなっている。

（参考）児童扶養手当受給開始後5年間の平均年間収入の推移

平成13年度から児童扶養手当の受給を開始した者の5年後の平均年間収入は162万円となっており、5年前の平均年間収入（118万円）と比較すると、37.3%増加している。

- 母子世帯の預貯金額の状況は、「50万円未満」が48.0%と最も多くなっている。
- 母子世帯について、社会保険に加入していると回答した世帯の割合は、「雇用保険」は56.3%、「健康保険」は93.6%、「公的年金」は82.6%となっている。
- 父子世帯の平均年間収入は421万円（前回調査390万円）、平均年間就労収入は398万円（前回調査391万円）となっている。

（8）離婚母子世帯における父親からの養育費の状況

－取り決め率、受給率が増加－

- 養育費の取り決め状況は、「取り決めをしている」が38.8%となっており、前回調査（34.0%）と比べて4.8%増加している。
- 最近、母子世帯になった（母子世帯になってからの年数が短い）世帯ほど、養育費の「取り決めをしている」割合が高い傾向がある。
- 「協議離婚」は「その他の離婚」と比べて、養育費の「取り決めをしている」割合が低くなっている。
- 養育費の取り決めをしていない理由については、「相手に支払う意思や能力がないと思った」が47.0%（前回調査48.0%）と最も多く、次いで、「相手と関わりたくない」が23.7%（前回調査20.6%）となっている。

- 離婚した父親からの養育費の受給状況は、「現在も受けている」が 19.0 %（前回調査 17.7 %）となっており、前回調査と比べて 1.3 %増加している。養育費の額が決まっている世帯の平均月額 は 42,008 円となっている。

（9） 公的制度等の利用状況 — 「公共職業安定所（ハローワーク）」が最多—

- ひとり親世帯に対する公的制度等の利用状況については、母子世帯、父子世帯ともに、「公共職業安定所」、「市町村福祉関係窓口」、「福祉事務所」の利用が多い。
- 公的制度等を「利用していないまたは利用したことがない」母子世帯のうち、今後利用したい公的制度等として、「母子福祉資金」が 49.5 %（前回調査 51.9 %）、「母子家庭等就業・自立支援センター事業」が 37.4 %（前回調査 37.1 %）、「自立支援教育訓練給付金事業」が 39.8 %（前回調査 38.2 %）となっている。

（10） ひとり親世帯の子どもについての悩み — 「教育・進学」が最多—

悩みの内容について、母子世帯では、子どもの性別を問わず「教育・進学」が最も多く、次いで「しつけ」となっている。また、父子世帯では、子どもの性別を問わず「教育・進学」が最も多いが、次いで男の子については「食事・栄養」、女の子については「しつけ」となっている。

平成18年度

全国母子世帯等調査結果報告

(平成18年11月1日現在)

平成19年10月

厚生労働省
雇用均等・児童家庭局

目 次

I. 調査の概要	1
II. 主な調査結果	
1 ひとり親世帯になった理由別の世帯構成割合	2
(1) 母子世帯の状況	2
(2) 父子世帯の状況	2
2 ひとり親世帯になった時の親及び末子の年齢	3
(1) 親の年齢	3
(2) 末子の年齢	3
3 調査時点におけるひとり親世帯の親及び末子の年齢等	4
(1) 親の年齢	4
(2) 末子の年齢	5
4 世帯の状況	6
(1) 世帯人員	6
(2) 母子世帯の世帯構成	6
5 住居の状況	7
6 ひとり親世帯になる前の親の就業状況	8
7 調査時点における親の就業状況	9
(1) 親の就業状況	9
(2) 仕事の内容の構成割合	10
(3) 末子の年齢階級の構成割合	11
8 母子世帯になる前に不就業だった母の調査時点における就業状況	12
9 母子世帯の母の現在有している主な資格	13
(1) 資格の有無等	13
(2) 資格の種類	13
10 母子世帯の母の勤務先事業所の規模	14
11 ひとり親世帯の親の帰宅時間	15
(1) 帰宅時間	15
(2) 就業上の地位別の構成割合	15
12 母子世帯の母の離婚を契機とした転職	16
13 母子世帯の母の転職希望	17
14 母子世帯の母で就業していない者の就業希望等	19
15 ひとり親世帯の平成17年の年間収入	20
(1) 平均年間収入等	20
(2) 就労収入の構成割合	21
(3) 母子世帯になってからの期間と年間収入	23
(4) 母子世帯の末子の状況別年間収入	24
(5) 母子世帯の預貯金額	25
(6) 社会保険の加入状況	25

16	離婚母子世帯における父親からの養育費の状況	26
(1)	相談相手	26
(2)	養育費の取り決め	26
(3)	養育費の受給状況	29
17	ひとり親世帯の子どもの数別世帯の状況	31
18	就学状況別にみた子どもの状況(20歳未満の児童)	32
19	小学校入学前児童の保育状況	33
20	公的制度等の利用状況	34
21	ひとり親世帯等の悩み等	36
(1)	子どもについての悩み	36
(2)	ひとり親等の困っていること	37
(3)	相談相手について	37
(参考)	養育者世帯の状況	39

I. 調査の概要

1. 調査の目的

この調査は、全国の母子世帯、父子世帯及び養育者世帯の生活の実態を把握し、これら母子世帯等に対する福祉対策の充実を図るための基礎資料を得ることを目的とした。

2. 調査の対象及び客体

全国の母子世帯、父子世帯及び養育者世帯を対象として、平成12年国勢調査により設定された調査地区から無作為に抽出した1,800地区の対象世帯及びその世帯員を客体とした。

・集計客体総数

母子世帯…………… 1,517世帯
父子世帯…………… 199世帯
養育者世帯…………… 30世帯

・母子世帯等の定義

母子世帯……………父のいない児童（満20歳未満の子どもであって、未婚のもの）がその母によって養育されている世帯。

父子世帯……………母のいない児童がその父によって養育されている世帯。

養育者世帯……………父母ともにいない児童が養育者（祖父母等）に養育されている世帯。

3. 調査の実施主体

調査の実施主体は、厚生労働省雇用均等・児童家庭局とし、各都道府県、指定都市及び中核市に委託して実施した。

4. 調査の方法

都道府県知事（指定都市市長、中核市市長）が任命した調査員が、福祉事務所の指導監督の下に調査地区内の対象世帯を訪問して、調査票を手渡し、郵送により調査票の回収を行った。

5. 調査の集計

調査結果に掲載の数値は、平成18年11月1日現在の数値であり、調査の集計は、雇用均等・児童家庭局において行った。

6. 表中の標記について

- ・（ ）は、百分率を表し、小数点以下第2位を四捨五入している。
- ・ 今回調査から新たに設けた項目には、それ以前の調査の欄を*印とした。
- ・ なお、（参考）として平成19年4月1日現在児童扶養手当を受給している母子世帯についての状況（雇用均等・児童家庭局調べ）を記載している。

Ⅱ. 主な調査結果

1 ひとり親世帯になった理由別の世帯構成割合

(1) 母子世帯の状況

母子世帯になった理由別の構成割合は、前回調査に比べて死別世帯が 2.3 %減少する一方、生別世帯が 1.8 %増加しており全体の約 9 割を占めている。

(2) 父子世帯の状況

父子世帯になった理由別の構成割合は、前回調査に比べて死別世帯が 2.9 %増加する一方、生別世帯が 2.8 %減少しているが、生別世帯が全体の約 8 割を占めている。

表 1 - (1) 母子世帯になった理由別 構成割合の推移

調査年次	総数	死別	生別						不詳
			総数	離婚	未婚の母	遺棄	行方不明	その他	
昭和58	(100.0)	(36.1)	(63.9)	(49.1)	(5.3)	*	*	(9.5)	(-)
63	(100.0)	(29.7)	(70.3)	(62.3)	(3.6)	*	*	(4.4)	(-)
平成5	(100.0)	(24.6)	(73.2)	(64.3)	(4.7)	*	*	(4.2)	(2.2)
10	(100.0)	(18.7)	(79.9)	(68.4)	(7.3)	*	*	(4.2)	(1.4)
15	(100.0)	(12.0)	(87.8)	(79.9)	(5.8)	(0.4)	(0.6)	(1.2)	(0.2)
18	1,517 (100.0)	147 (9.7)	1,359 (89.6)	1,209 (79.7)	102 (6.7)	2 (0.1)	11 (0.7)	35 (2.3)	11 (0.7)

表 1 - (2) 父子世帯になった理由別 構成割合の推移

調査年次	総数	死別	生別						不詳
			総数	離婚	-	遺棄	行方不明	その他	
昭和58	(100.0)	(40.0)	(60.1)	(54.2)	-	*	*	(5.8)	(-)
63	(100.0)	(35.9)	(64.1)	(55.4)	-	*	*	(8.7)	(-)
平成5	(100.0)	(32.2)	(65.6)	(62.6)	-	*	*	(2.9)	(2.2)
10	(100.0)	(31.8)	(64.9)	(57.1)	-	*	*	(7.8)	(3.3)
15	(100.0)	(19.2)	(80.2)	(74.2)	-	(0.5)	(0.5)	(4.9)	(0.6)
18	199 (100.0)	44 (22.1)	154 (77.4)	148 (74.4)	-	-	1 (0.5)	5 (2.5)	1 (0.5)

2 ひとり親世帯になった時の親及び末子の年齢

(1) 親の年齢

ア 母の平均年齢は 31.8 歳であり、前回調査と比べ 1.7 歳低下している。年齢階級別でみると「30～39 歳」が最も多く、「20～29歳」がこれに次いでいる。

イ 父の平均年齢は 37.4 歳であり、前回調査と比べ 0.9 歳低下している。年齢階級別でみると母子世帯と同様「30～39歳」が最も多く、「40～49歳」がこれに次いでいる。

表 2-(1)-1 母子世帯になった時の母の年齢階級別状況

	総 数	20歳未満	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上	不詳	平均年齢
平成15年	(100.0)	(0.9)	(28.8)	(42.0)	(17.0)	(1.9)	(0.4)	(8.8)	33.5歳
平成18年 総 数	1,517 (100.0)	11 (0.7)	403 (26.6)	701 (46.2)	283 (18.7)	25 (1.6)	3 (0.2)	91 (6.0)	31.8歳
死 別	147 (100.0)	- (-)	12 (8.2)	65 (44.2)	58 (39.5)	10 (6.8)	- (-)	2 (1.4)	38.5歳
生 別	1,359 (100.0)	11 (0.8)	389 (28.6)	633 (46.6)	224 (16.5)	15 (1.1)	3 (0.2)	84 (6.2)	31.2歳

表 2-(1)-2 父子世帯になった時の父の年齢階級別状況

	総数	20歳未満	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上	不詳	平均年齢
平成15年	(100.0)	(-)	(16.5)	(36.3)	(27.5)	(11.0)	(1.1)	(7.6)	38.3歳
平成18年 総 数	199 (100.0)	- (-)	39 (19.6)	75 (37.7)	61 (30.7)	15 (7.5)	- (-)	9 (4.5)	37.4歳

(2) 末子の年齢

ア 末子の平均年齢をみると、母子世帯では 5.2 歳となっている。また、生別世帯の平均は 4.9 歳となっている。

イ 一方、父子世帯の末子の平均年齢は 6.2 歳となっており、母子世帯と比べ 1.0 歳高い。

表 2-(2)-1 母子世帯になった時の末子の年齢階級別状況

	総 数	0～2 歳	3～5 歳	6～8 歳	9～11歳	12～14歳	15～17歳	18・19歳	不 詳	平均年齢
平成15年	(100.0)	(37.0)	(21.2)	(14.5)	(9.0)	(6.2)	(2.4)	(0.6)	(9.1)	4.8歳
平成18年 総 数	1,517 (100.0)	471 (31.0)	377 (24.9)	211 (13.9)	152 (10.0)	108 (7.1)	50 (3.3)	4 (0.3)	144 (9.5)	5.2歳
死 別	147 (100.0)	27 (18.4)	37 (25.2)	21 (14.3)	20 (13.6)	19 (12.9)	16 (10.9)	2 (1.4)	5 (3.4)	7.4歳
生 別	1,359 (100.0)	442 (32.5)	339 (24.9)	188 (13.8)	132 (9.7)	89 (6.5)	34 (2.5)	2 (0.1)	133 (9.8)	4.9歳

表 2-(2)-2 父子世帯になった時の末子の年齢階級別状況

	総 数	0～2 歳	3～5 歳	6～8 歳	9～11歳	12～14歳	15～17歳	18・19歳	不詳	平均年齢
平成15年	(100.0)	(30.2)	(21.4)	(13.7)	(9.9)	(10.4)	(6.6)	(2.2)	(5.6)	6.2歳
平成18年 総 数	199 (100.0)	39 (19.6)	57 (28.6)	40 (20.1)	28 (14.1)	17 (8.5)	7 (3.5)	- (-)	11 (5.5)	6.2歳

3 調査時点におけるひとり親世帯の親及び末子の年齢等

(1) 親の年齢

ア 調査時点における母子世帯の母の平均年齢は 39.4 歳となっている。年齢階級別でみると「40～49歳」が最も多く、「30～39歳」がこれに次いでいる。

イ 父子世帯の父の平均年齢は 43.1 歳となっている。

表3-(1)-1 母の年齢階級別状況

	総 数	20歳未満	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上	不 詳	平均年齢
平成15年	(100.0)	(0.1)	(10.9)	(38.6)	(39.0)	(9.1)	(0.4)	(1.9)	39.1歳
平成18年 総 数	1,517 (100.0)	2 (0.1)	160 (10.5)	588 (38.8)	620 (40.9)	131 (8.6)	4 (0.3)	12 (0.8)	39.4歳
死 別	147 (100.0)	- (-)	2 (1.4)	32 (21.8)	78 (53.1)	34 (23.1)	- (-)	1 (0.7)	44.5歳
生 別	1,359 (100.0)	2 (0.1)	157 (11.6)	553 (40.7)	539 (39.7)	95 (7.0)	4 (0.3)	9 (0.7)	38.8歳

(参考) 児童扶養手当受給者の年齢階級別・受給期間別状況

	総 数	20歳未満	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上	不 詳	平均年齢
総 数	50,891 (100.0)	96 (0.2)	6,897 (13.5)	23,950 (47.1)	17,154 (33.7)	2,383 (4.7)	43 (0.1)	368 (0.7)	37.5歳
5年 受給者	3,146 (100.0)	- (-)	274 (8.7)	1,621 (51.5)	1,114 (35.4)	120 (3.8)	3 (0.1)	14 (0.5)	38.0歳
5年以上 受給者	16,758 (100.0)	- (-)	624 (3.7)	7,172 (42.8)	7,603 (45.4)	1,268 (7.5)	28 (0.2)	63 (0.4)	40.3歳

(注) 5年受給者とは、平成13年度に手当を受給し始めた者をいい、5年以上受給者とは、平成13年度以前から手当を受給している者をいう。

表3-(1)-2 父の年齢階級別状況

	総 数	20歳未満	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上	不詳	平均年齢
平成15年	(100.0)	(-)	(7.1)	(24.7)	(37.9)	(26.4)	(3.3)	(0.6)	44.1歳
平成18年 総 数	199 (100.0)	- (-)	12 (6.0)	48 (24.1)	88 (44.2)	45 (22.6)	3 (1.5)	3 (1.5)	43.1歳

(2) 末子の年齢

ア 調査時点における母子世帯の末子の平均年齢は 10.5 歳となっている。

イ また、調査時点における父子世帯の末子の平均年齢は 11.5 歳となっている。

表 3-(2)-1 母子世帯の末子の年齢階級別状況

	総 数	0~2 歳	3~5 歳	6~8 歳	9~11歳	12~14歳	15~17歳	18・19歳	不 詳	平均年齢
平成15年	(100.0)	(7.8)	(14.5)	(16.0)	(17.5)	(16.4)	(17.6)	(7.9)	(2.2)	10.2歳
平成18年 総 数	1,517 (100.0)	87 (5.7)	206 (13.6)	264 (17.4)	288 (19.0)	270 (17.8)	269 (17.7)	129 (8.5)	4 (0.3)	10.5歳
死 別	147 (100.0)	3 (2.0)	10 (6.8)	14 (9.5)	26 (17.7)	31 (21.1)	32 (21.8)	30 (20.4)	1 (0.7)	12.7歳
生 別	1,359 (100.0)	83 (6.1)	195 (14.3)	249 (18.3)	259 (19.1)	239 (17.6)	237 (17.4)	96 (7.1)	1 (0.1)	10.2歳

(参考) 児童扶養手当受給者(平成19年4月1日現在)の世帯の末子の年齢階級別・受給期間別状況

	総 数	8歳未満	8歳以上
総 数	50,587 (100.0)	18,913 (37.3)	31,674 (62.7)
受給期間 5年未満	33,848 (66.9)	17,022 (33.6)	16,826 (33.3)
受給期間 5年以上	16,739 (33.1)	1,891 (3.7)	14,848 (29.4)

表 3-(2)-2 父子世帯の末子の年齢階級別状況

	総 数	0~2 歳	3~5 歳	6~8 歳	9~11歳	12~14歳	15~17歳	18・19歳	不詳	平均年齢
平成15年	(100.0)	(0.5)	(11.5)	(15.4)	(15.4)	(19.8)	(19.8)	(15.4)	(2.2)	11.9歳
平成18年 総 数	199 (100.0)	6 (3.0)	18 (9.0)	30 (15.1)	35 (17.6)	49 (24.6)	41 (20.6)	19 (9.5)	1 (0.5)	11.5歳

4 世帯の状況

(1) 世帯人員

ア 母子世帯の平均世帯人員は、3.30 人となっており、前回調査と比べ、0.06 人減少している。

イ 一方、父子世帯の平均世帯人員は、4.02 人となっており、母子世帯より多くなっている。

表4-(1)-1 母子世帯の世帯人員

	総数	2人	3人	4人	5人	6人	7人以上	平均世帯人員
平成15年	(100.0)	(30.1)	(35.3)	(18.1)	(8.3)	(4.8)	(3.3)	3.36人
平成18年 総数	1,517 (100.0)	524 (34.5)	479 (31.6)	260 (17.1)	140 (9.2)	59 (3.9)	55 (3.6)	3.30人
死別	147 (100.0)	51 (34.7)	52 (35.4)	20 (13.6)	11 (7.5)	7 (4.8)	6 (4.1)	3.29人
生別	1,359 (100.0)	469 (34.5)	424 (31.2)	239 (17.6)	127 (9.3)	52 (3.8)	48 (3.5)	3.30人

(注) 「世帯人員」とは、本人と子、両親、兄弟姉妹、祖父母等を含めた人員。以下同じ。

表4-(1)-2 父子世帯の世帯人員

	総数	2人	3人	4人	5人	6人	7人以上	平均世帯人員
平成15年	(100.0)	(18.7)	(28.0)	(23.1)	(12.1)	(11.0)	(7.1)	3.97人
平成18年 総数	199 (100.0)	36 (18.1)	57 (28.6)	43 (21.6)	29 (14.6)	16 (8.0)	18 (9.0)	4.02人

(2) 母子世帯の世帯構成

子ども以外の同居者がいる母子世帯は 32.5 %となっており、「親と同居」が 28.2 %と最も多い。

表4-(2) 世帯の構成

	総数	母子のみ	同居者あり	同居者の種別 (割合は総数との対比)			
				親と同居	兄弟姉妹	祖父母	その他
平成15年	(100.0)	(62.7)	(37.3)	(24.8)	(8.6)	(3.7)	(14.5)
平成18年 総数	1,517 (100.0)	1,024 (67.5)	493 (32.5)	428 (28.2)	139 (9.2)	52 (3.4)	64 (4.2)
死別	147 (100.0)	99 (67.3)	48 (32.7)	30 (20.4)	7 (4.8)	5 (3.4)	19 (12.9)
生別	1,359 (100.0)	918 (67.5)	441 (32.5)	394 (29.0)	131 (9.6)	47 (3.5)	45 (3.3)

(注) 同居者の種別については複数回答。

5 住居の状況

ア 母子世帯では、「持ち家」に居住している世帯は 34.7 %となっており、「母本人の名義の持ち家」に居住している世帯は 10.9 %となっている。

イ 父子世帯では、「持ち家」に居住している世帯は 58.3 %となっている。

表 5 - 1 母子世帯の住居所有状況

	総 数	持ち家		借 家 等				
		うち 本人名義		公営住宅	公社・ 公団住宅	借家	同居	その他
平成18年 総 数	1,517 (100.0)	527 (34.7)	166 (10.9)	227 (15.0)	41 (2.7)	461 (30.4)	120 (7.9)	141 (9.3)
死 別	147 (100.0)	94 (64.0)	57 (38.8)	17 (11.6)	1 (0.7)	25 (17.0)	9 (6.1)	1 (0.7)
生 別	1,359 (100.0)	431 (31.7)	108 (7.9)	207 (15.2)	40 (2.9)	434 (31.9)	110 (8.1)	137 (10.1)

表 5 - 2 父子世帯の住居所有状況

	総 数	持ち家	借 家 等				
			公営住宅	公社・ 公団住宅	借家	同居	その他
平成18年 総 数	199 (100.0)	116 (58.3)	13 (6.5)	3 (1.5)	22 (11.1)	36 (18.1)	9 (4.5)

6 ひとり親世帯になる前の親の就業状況

ア 母子世帯になる前に、母の 69.3 %が就業しており、このうち「臨時・パート」が 48.9 %と最も多く、次いで「常用雇用者」が 28.7 %となっている。

イ また、父子世帯になる前に、父の 98.0 %が就業しており、このうち「常用雇用者」は 75.4 %となっている。

表 6-1 母子世帯になる前の母の就業状況

	総数	就業していた	従業上の地位						不就業	不詳
			事業主	常用雇用者	臨時・パート	派遣社員	家族従業者	その他		
平成15年	(100.0)	(66.9) (100.0)	(7.3)	(30.3)	(50.5)	(1.8)	(4.9)	(5.1)	(32.5)	(0.6)
平成18年 総数	1,517 (100.0)	1,052 (69.3) (100.0)	62 (5.9)	302 (28.7)	514 (48.9)	31 (2.9)	72 (6.8)	71 (6.7)	446 (29.4)	19 (1.3)

表 6-2 父子世帯になる前の父の就業状況

	総数	就業していた	従業上の地位						不就業	不詳
			事業主	常用雇用者	臨時・パート	派遣社員	家族従業者	その他		
平成15年	(100.0)	(98.4) (100.0)	(12.8)	(79.9)	(1.7)	(1.1)	(3.4)	(1.1)	(1.1)	(0.5)
平成18年 総数	199 (100.0)	195 (98.0) (100.0)	32 (16.4)	147 (75.4)	5 (2.6)	4 (2.1)	5 (2.6)	2 (1.0)	1 (0.5)	3 (1.5)

(注) ・「事業主」とは、農業主、商店主、著述家など一定の店舗、事務所によって事業を行っている者等をいい、「常用雇用者」とは、会社、団体、官公庁など雇用期間について特段の定めがない、あるいは1年を超える期間を定めて雇われる者をいい、「臨時・パート」とは、日々または1年未満の期間を定めて雇われている者をいう。

・「その他」は、内職・手伝い、有償ボランティア等である。

※ 「事業主」、「常用雇用者」、「臨時・パート」の用語の定義は以下同じ。

7 調査時点における親の就業状況

(1) 親の就業状況

ア 母子世帯の母の 84.5 %が就業しており、このうち「臨時・パート」が 43.6 %と最も多く、次いで「常用雇用者」が 42.5 %となっており、前回調査と比べて「常用雇用者」の割合が 3.3 %増加し、「臨時・パート」が 5.4 %減少している。

イ 父子世帯の父の 97.5 %が就業しており、このうち「常用雇用者」が 72.2 %、「事業主」が 16.5 %、「臨時・パート」が 3.6 %となっている。

前回調査と比較すると「不就業」と答えた者の割合は、母子世帯、父子世帯とも減少している。

表 7-(1)-1 母の就業状況

	総 数	就業している	従 業 上 の 地 位						不就業	不 詳
			事業主	常 用 雇用者	臨時・ パート	派遣 社員	家 族 従業者	その他		
平成15年 総 数	(100.0)	(83.0) (100.0)	(4.2)	(39.2)	(49.0)	(4.4)	(1.5)	(1.7)	(16.7)	(0.3)
死 別	(100.0)	(74.3) (100.0)	(6.5)	(31.5)	(53.2)	(2.4)	(3.2)	(3.2)	(25.7)	(-)
生 別	(100.0)	(84.3) (100.0)	(4.0)	(40.0)	(48.5)	(4.7)	(1.3)	(1.6)	(15.4)	(0.4)
平成18年 総 数	1,517 (100.0)	1,282 (84.5) (100.0)	51 (4.0)	545 (42.5)	559 (43.6)	66 (5.1)	16 (1.2)	45 (3.5)	221 (14.6)	14 (0.9)
死 別	147 (100.0)	112 (76.2) (100.0)	6 (5.4)	43 (38.4)	53 (47.3)	4 (3.6)	1 (0.9)	5 (4.5)	33 (22.4)	2 (1.4)
生 別	1,359 (100.0)	1,160 (85.4) (100.0)	44 (3.8)	500 (43.1)	502 (43.3)	62 (5.3)	15 (1.3)	37 (3.2)	188 (13.8)	11 (0.8)

表 7-(1)-2 父の就業状況

	総 数	就業している	従 業 上 の 地 位						不就業	不 詳
			事業主	常 用 雇用者	臨時・ パート	派遣 社員	家 族 従業者	その他		
平成15年	(100.0)	(91.2) (100.0)	(15.1)	(75.9)	(1.8)	(1.8)	(3.6)	(1.8)	(8.2)	(0.6)
平成18年 総 数	199 (100.0)	194 (97.5) (100.0)	32 (16.5)	140 (72.2)	7 (3.6)	5 (2.6)	6 (3.1)	4 (2.1)	5 (2.5)	- (-)

(2) 仕事の内容の構成割合

ア 就業している母子世帯の母の従事している仕事の内容は、「事務」が 25.2 % と最も多く、次いで「サービス職業」、「専門的・技術的職業」、「販売」の順となっている。このうち、「常用雇用者」では、「事務」が 30.8 % と最も多く、一方、「臨時・パート」では、「サービス職業」が 26.8 % と最も多くなっている。

イ 就業している父子世帯の父の従事している仕事の内容は、「技能工・生産工程及び労務」が 24.7 % と最も多く、次いで「専門的・技術的職業」、「管理的職業」、「運輸・通信」となっている。このうち、「常用雇用者」では、「技能工・生産工程及び労務」が 27.9 % と最も多くなっている。

表 7-(2)-1 就業している母の地位別仕事内容の構成割合

	総数	専門的・ 技術的職業	管理的 職業	事務	販売	農林・漁業	運輸・通信	技能工・生産 工程及び労務
平成15年	(100.0)	(15.4)	(0.5)	(24.3)	(14.6)	(0.5)	(1.4)	(11.9)
平成18年 総数	1,282 (100.0)	228 (17.8)	17 (1.3)	323 (25.2)	147 (11.5)	7 (0.5)	22 (1.7)	125 (9.8)
常用雇用者	545 (100.0)	154 (28.3)	13 (2.4)	168 (30.8)	46 (8.4)	1 (0.2)	14 (2.6)	41 (7.5)
臨時・ パート	559 (100.0)	53 (9.5)	2 (0.4)	116 (20.8)	88 (15.7)	5 (0.9)	6 (1.1)	58 (10.4)

保 安 職 業	サービ ス職 業	在宅 就業者	個人 事業主	その他	不 詳
(0.3)	(23.7)	(0.8)	(2.1)	(4.4)	(-)
3 (0.2)	251 (19.6)	8 (0.6)	24 (1.9)	83 (6.5)	44 (3.4)
2 (0.4)	72 (13.2)	- (-)	5 (0.9)	21 (3.9)	8 (1.5)
1 (0.2)	150 (26.8)	1 (0.2)	2 (0.4)	48 (8.6)	29 (5.2)

(注) 「サービス職業」とは、家政婦、ホームヘルパー、理美容師、調理人、ウェイトレス、介護職員等種々のサービスを提供する職業をいう。

※ 「サービス職業」の用語の定義は以下同じ。

表7-(2)-2 就業している父の地位別仕事内容の構成割合

	総数	専門的・ 技術的職業	管理的 職業	事務	販売	農林・漁業	運輸・通信	技能工・生産 工程及び労務
平成15年	(100.0)	(18.7)	(8.4)	(9.0)	(4.8)	(3.6)	(14.5)	(22.3)
平成18年 総数	194 (100.0)	45 (23.2)	24 (12.4)	9 (4.6)	8 (4.1)	8 (4.1)	17 (8.8)	48 (24.7)
常用雇用者	140 (100.0)	37 (26.4)	19 (13.6)	9 (6.4)	5 (3.6)	2 (1.4)	14 (10.0)	39 (27.9)

保安 職業	サービス職 業	在宅 就業者	個人 事業主	その他	不詳
(1.8)	(4.8)	(*)	(*)	(12.0)	(-)
2 (1.0)	13 (6.7)	* (*)	9 (4.6)	6 (3.1)	5 (2.6)
2 (1.4)	7 (5.0)	* (*)	- (-)	3 (2.1)	3 (2.1)

(3) 末子の年齢階級の構成割合

母子世帯では、末子の年齢が高くなるにつれて、「常用雇用者」の割合が増加し、「臨時・パート」の割合が減少する傾向が見られる。

表7-(3)-1 就業している母の地位別末子の年齢階級の構成割合

	総数	0～2歳	3～5歳	6～8歳	9～11歳	12～14歳	15～17歳	18・19歳	不詳
平成18年 総数	1,282 (100.0)	55 (100.0)	165 (100.0)	222 (100.0)	246 (100.0)	237 (100.0)	243 (100.0)	111 (100.0)	3 (100.0)
常用 雇用者	545 (42.5)	19 (34.5)	49 (29.7)	96 (43.2)	106 (43.1)	104 (43.9)	111 (45.7)	59 (53.2)	1 (33.3)
臨時・ パート	559 (43.6)	31 (56.4)	90 (54.5)	99 (44.6)	111 (45.1)	103 (43.5)	93 (38.3)	31 (27.9)	1 (33.3)

表7-(3)-2 就業している父の地位別末子の年齢階級の構成割合

	総数	0～2歳	3～5歳	6～8歳	9～11歳	12～14歳	15～17歳	18・19歳	不詳
平成18年 総数	194 (100.0)	6 (100.0)	18 (100.0)	29 (100.0)	33 (100.0)	47 (100.0)	41 (100.0)	19 (100.0)	1 (100.0)
常用 雇用者	140 (72.2)	5 (83.3)	11 (61.1)	24 (82.8)	23 (69.7)	32 (68.1)	30 (73.2)	14 (73.7)	1 (100.0)

8 母子世帯になる前に不就業だった母の調査時点における就業状況

母子世帯になる前に不就業であった母のうち、75.6%が現在就業しており、このうち「臨時・パート」が51.6%と最も多くなっている。前回調査と比較して、「臨時・パート」の割合が5.5%減少し、「常用雇用者」の割合が3.8%増加している。

表8 母子世帯になる前に不就業だった母の調査時における就業状況

	総数	就業している	従業上の地位						不就業	不詳
			事業主	常用雇用者	臨時・パート	派遣社員	家族従業者	その他		
平成15年	(100.0)	(73.7) (100.0)	(1.8)	(33.9)	(57.1)	(4.8)	(1.7)	(0.6)	(26.3)	(-)
平成18年 総数	446 (100.0)	337 (75.6) (100.0)	7 (2.1)	127 (37.7)	174 (51.6)	13 (3.9)	2 (0.6)	14 (4.2)	106 (23.8)	3 (0.7)

9 母子世帯の母の現在有している主な資格

(1) 資格の有無等

現在就業している母子世帯の母で、現在資格を有していると回答があった割合は 56.9 %と、前回調査と比べ、4.7 %増加している。そのうち、その資格が現在の仕事に役立っていると回答した者の割合は、76.6 %と、前回調査と比べ、19.4 %増加している。

表9-(1)-1 資格の有無等

	資格あり	資格なし	不詳
平成15年	(52.2)	(47.8)	(-)
平成18年	729 (56.9)	535 (41.7)	18 (1.4)

表9-(1)-2 資格が役立っているか否か

	資格が役立っている	資格が役立っていない
平成15年	(57.2)	(42.8)
平成18年	(76.6)	(23.4)

(注) 表中の割合は不詳を除いた割合である。

(2) 資格の種類

資格の種類別にみたところ、「役に立っている」との答えのあった資格は、「介護福祉士」が 94.7 %と最も高く、次いで「看護師」が 90.2 %、「保育士」が 76.5 %、「調理師」が 75.0 %の順となっている。

表9-(2) 資格の有無等 (資格の種類別)

	資格あり			不詳
		資格が役立っている	資格が役立っていない	
簿記	207 (16.1)	(58.9)	(27.5)	(13.5)
ホームヘルパー	158 (12.3)	(71.5)	(17.1)	(11.4)
看護師	82 (6.4)	(90.2)	(1.2)	(8.5)
パソコン	89 (6.9)	(74.2)	(14.6)	(11.2)
調理師	48 (3.7)	(75.0)	(12.5)	(12.5)
保育士	51 (4.0)	(76.5)	(15.7)	(7.8)
教員	47 (3.7)	(63.8)	(21.3)	(14.9)
理・美容師	30 (2.3)	(66.7)	(16.7)	(16.7)
栄養士	19 (1.5)	(52.6)	(42.1)	(5.3)
外国語	28 (2.2)	(67.9)	(21.4)	(10.7)
介護福祉士	19 (1.5)	(94.7)	(5.3)	(-)
その他	238 (18.6)	(68.5)	(23.5)	(8.0)

(注) ・資格の種類については複数回答。

・資格ありの下段の割合は、現在就業している母子世帯の母のうち、各資格を有している母の割合である。

10 母子世帯の母の勤務先事業所の規模

母子世帯の母が現在就業している事業所の規模としては、「6～29人」が最も多く、300人未満の規模が全体の65.1%となっている。

表10 勤務先の事業所の規模

	総数	1～5人	6～29人	30～99人	100～299人	300～999人	1000人以上又は官公庁	その他	不詳
平成15年	(100.0)	(14.8)	(23.6)	(17.3)	(15.5)	(12.5)	(12.7)	(3.6)	(-)
平成18年 総数	1,282 (100.0)	166 (12.9)	258 (20.1)	214 (16.7)	197 (15.4)	158 (12.3)	196 (15.3)	40 (3.1)	53 (4.1)

11 ひとり親世帯の親の帰宅時間

(1) 帰宅時間

母子世帯の母では「午後6～8時」に帰宅する者が37.9%、父子世帯の父の帰宅時間では「午後6～8時」が40.7%となっており、それぞれ最も多くなっている。

表11-1 就業者の帰宅時間

	総数	午後6時以前	午後6～8時	午後8～10時	午後10～12時	深夜・早朝	一定でない	不詳
母子世帯	平成15年 (100.0)	(41.0)	(35.0)	(6.7)	(5.1)		(12.2)	(-)
	平成18年 1,282 (100.0)	478 (37.3)	486 (37.9)	71 (5.5)	35 (2.7)	47 (3.7)	152 (11.9)	13 (1.0)
父子世帯	平成15年 (100.0)	(16.9)	(44.0)	(18.7)	(10.8)		(9.6)	(-)
	平成18年 194 (100.0)	39 (20.1)	79 (40.7)	29 (14.9)	13 (6.7)		29 (14.9)	5 (2.6)

(2) 就業上の地位別の構成割合

ア 就業している母のうち「臨時・パート」の帰宅時間は「午後6時以前」が54.6%と最も多くなっている。

イ また、「常用雇用者」の帰宅時間は母子世帯と父子世帯ともに「午後6～8時」が最も多くなっている。

表11-2-1 現在就業している母の地位別帰宅時間の構成割合

	総数	午後6時以前	午後6～8時	午後8～10時	午後10～12時	深夜・早朝	一定でない	不詳
平成18年 総数	1,282 (100.0)	478 (37.3)	486 (37.9)	71 (5.5)	35 (2.7)	47 (3.7)	152 (11.9)	13 (1.0)
常用 雇用者	545 (100.0)	127 (23.3)	279 (51.2)	30 (5.5)	8 (1.5)	10 (1.8)	91 (16.7)	- (-)
臨時・ パート	559 (100.0)	305 (54.6)	146 (26.1)	28 (5.0)	8 (1.4)	22 (3.9)	47 (8.4)	3 (0.5)

表11-2-2 現在就業している父の地位別帰宅時間の構成割合

	総数	午後6時以前	午後6～8時	午後8～10時	午後10時以降	一定でない	不詳
平成18年 総数	194 (100.0)	39 (20.1)	79 (40.7)	29 (14.9)	13 (6.7)	29 (14.9)	5 (2.6)
常用 雇用者	140 (100.0)	19 (13.6)	61 (43.6)	22 (15.7)	10 (7.1)	25 (17.9)	3 (2.1)

1 2 母子世帯の母の離婚を契機とした転職

- ア 母子世帯になる前に就業していた者のうち、離婚を契機に転職をした者が 50.5 %となっている。
 イ 仕事を变えた理由として、「収入がよくない」が 32.0 %と最も多くなっている。

表 1 2 - 1 離婚を契機とした母の転職の有無

総 数	転職した	転職していない	不 詳
平成18年 1,052 (100.0)	531 (50.5)	463 (44.0)	58 (5.5)

表 1 2 - 2 仕事を变えた理由

総 数	収入がよくない	勤め先が自宅から遠い	労働時間があわない	健康がすぐれない	社会保険がない又は不十分	身分が安定していない
平成18年 531 (100.0)	170 (32.0)	59 (11.1)	59 (11.1)	32 (6.0)	18 (3.4)	15 (2.8)

職場環境になじめない	仕事の内容がよくない	休みが少ない	経験や能力が発揮できない	そ の 他	不 詳
6 (1.1)	8 (1.5)	3 (0.6)	6 (1.1)	154 (29.0)	1 (0.2)

1 3 母子世帯の母の転職希望

ア 母子世帯の母で現在就業している者のうち、「仕事を続けたい」と回答した者が 62.6 %、「仕事を变えたい」と回答した者が 33.8 %となっている。

イ 従業上の地位が「常用雇用者」である者のうち、「仕事を变えたい」と回答した者が 29.0 %となっており、「臨時・パート」である者のうち、「仕事を变えたい」と回答した者が 39.7 %となっている。

ウ また、年齢が低い者の方が高い者と比べ「仕事を变えたい」と回答する割合が高い傾向が見られる。

エ 仕事を变えたい理由は、「収入がよくない」が 49.7 %と最も多い。

表 1 3 - 1 母の転職希望の有無

総 数	仕事を続けたい	仕事を变えたい	仕事をやめたい	不 詳
平成15年 (100.0)	(64.2)	(34.8)	(1.0)	(-)
平成18年 1,282 (100.0)	802 (62.6)	433 (33.8)	9 (0.7)	38 (3.0)

表 1 3 - 2 母の転職希望の有無 (従業上の地位別)

	総 数	事業主	常 用 雇用者	臨時・ パート	派遣 社員	家 族 従事者	その他
平成18年 総 数	1,282 (100.0)	51 (100.0)	545 (100.0)	559 (100.0)	66 (100.0)	16 (100.0)	45 (100.0)
仕事を続けたい	802 (62.6)	37 (72.5)	374 (68.6)	316 (56.5)	37 (56.1)	12 (75.0)	26 (57.8)
仕事を变えたい	433 (33.8)	12 (23.5)	158 (29.0)	222 (39.7)	27 (40.9)	4 (25.0)	10 (22.2)
仕事をやめたい	9 (0.7)	1 (2.0)	3 (0.6)	4 (0.7)	- (-)	- (-)	1 (2.2)
不 詳	38 (3.0)	1 (2.0)	10 (1.8)	17 (3.0)	2 (3.0)	- (-)	8 (17.8)

表13-3 母の転職希望の有無（年齢階級別）

	総数	20歳未満	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上	不詳
平成18年 総数	1,282 (100.0)	- (-)	123 (100.0)	493 (100.0)	541 (100.0)	114 (100.0)	3 (100.0)	8 (100.0)
仕事を続けたい	802 (62.6)	- (-)	75 (61.0)	281 (57.0)	357 (66.0)	81 (71.1)	3 (100.0)	5 (62.5)
仕事を变えたい	433 (33.8)	- (-)	47 (38.2)	192 (38.9)	164 (30.3)	27 (23.7)	- (-)	3 (37.5)
仕事をやめたい	9 (0.7)	- (-)	- (-)	4 (0.8)	3 (0.6)	2 (1.8)	- (-)	- (-)
不詳	38 (3.0)	- (-)	1 (0.8)	16 (3.2)	17 (3.1)	4 (3.5)	- (-)	- (-)

表13-4 仕事を变えたい理由

総数	収入がよくない	勤め先が自宅から遠い	労働時間があわない	健康がすぐれない	社会保険がない又は不十分	身分が安定していない
平成15年 (100.0)	(54.5)	(8.7)	(8.0)	(5.7)	(4.5)	(3.7)
平成18年 433 (100.0)	215 (49.7)	20 (4.6)	34 (7.9)	31 (7.2)	29 (6.7)	24 (5.5)

職場環境になじめない	仕事の内容がよくない	休みが少ない	経験や能力が発揮できない	その他
(3.0)	(2.7)	(2.7)	(1.2)	(5.2)
10 (2.3)	8 (1.8)	14 (3.2)	10 (2.3)	38 (8.8)

1 4 母子世帯の母で就業していない者の就業希望等

ア 母子世帯の母で不就業の者のうち、「就職したい」と回答した者が、78.7 %となっている。

イ また、就業希望を持っている者のうち、就職していない(できない)理由として、「求職中」が 33.3 %と最も多く、次いで「病気(病弱)で働けない」が 25.9 %、「子どもの世話をしてくれる人がいない」が 12.6 %となっている。

表 1 4 - 1 不就業中の母の就職希望の有無

総 数	就職したい	就職は考えていない	不 詳
平成15年 (100.0)	(86.2)	(13.8)	(-)
平成18年 221 (100.0)	174 (78.7)	40 (18.1)	7 (3.2)

表 1 4 - 2 不就業中で就職したい者について、就職していない(できない)理由

総 数	求職中	時間について条件の合う仕事がない	収入面で条件の合う仕事がない	年齢的に条件の合う仕事がない	子どもの世話をしてくれる人がいない	病気(病弱)で働けない	職業訓練、技能習得中	その他	不 詳
平成15年 (100.0)	(33.5)	(11.5)	(3.5)	(*)	(12.5)	(24.0)	(3.5)	(11.5)	(-)
平成18年 174 (100.0)	58 (33.3)	10 (5.7)	4 (2.3)	10 (5.7)	22 (12.6)	45 (25.9)	7 (4.0)	14 (8.0)	4 (2.3)

15 ひとり親世帯の平成17年の年間収入

(1) 平均年間収入等

ア 母子世帯の平成17年の平均年間収入(平均世帯人員 3.30人)は213万円(前回調査 212万円)、平均年間就労収入は171万円(前回調査 162万円)となっている。

イ 一方、父子世帯の平均年間収入(平均世帯人員 4.02人)は421万円(前回調査 390万円)となっている。

表15-(1)-1 平成17年の母子世帯の年間収入状況

		平成14年	平成17年
平均世帯人員		3.36人	3.30人
平均収入		212万円	213万円
就労収入		162万円	171万円
年間収入分布の代表値	第Ⅰ4分位	113万円	118万円
	就労収入	74万円	81万円
	第Ⅱ4分位(中央値)	183万円	187万円
	就労収入	133万円	140万円
	第Ⅲ4分位	276万円	270万円
	就労収入	218万円	221万円
世帯人員1人当たり平均収入金額		63万円	65万円

(注) ・平均収入とは、生活保護法に基づく給付、児童扶養手当等の社会保障給付金、就労収入、別れた配偶者からの養育費、親からの仕送り、家賃・地代などを加えた全ての収入の額である。

(参考) 全世帯と母子世帯の比較

	全世帯	母子世帯	一般世帯を100とした場合の母子世帯の平均収入
平成14年	589.3万円	212万円	36.0
平成17年	563.8万円	213万円	37.8

(注) 全世帯については国民生活基礎調査の平均所得の数値。

表15-(1)-2 平成17年の父子世帯の年間収入状況

	平成14年	平成17年
平均世帯人員	3.97人	4.02人
平均収入	390万円	421万円
世帯人員1人当たり平均収入金額	98万円	105万円

(2) 就労収入の構成割合

ア 就業している母のうち「常用雇用者」の平均年間就労収入は 257 万円、「臨時・パート」では 113 万円となっている。

イ 仕事の内容別にみると、「専門的・技術的職業」が 278 万円、「事務」が 191 万円、「販売」が 140 万円、「サービス職業」が 139 万円となっている。

ウ 就業している父のうち「常用雇用者」の平均年間就労収入は 431 万円となっている。

表 1 5 - (2) - 1 母子世帯の母の年間就労収入の構成割合

	総 数	100万円 未満	100～200 万円未満	200～300 万円未満	300～400 万円未満	400万円 以上	平均年間 就労収入
平成15年	(100.0)	(35.1)	(36.1)	(17.0)	(6.3)	(5.5)	162万円
平成18年	1,217 (100.0)	380 (31.2)	476 (39.1)	215 (17.7)	72 (5.9)	74 (6.1)	171万円

(注) ・「平均年間就労収入」とは、母本人又は父本人の平成17年の年間就労収入である。

※「平均年間就労収入」の用語の定義は以下同じ。

・年間就労収入の総数は不詳を除いた値である。

表 1 5 - (2) - 2 現在就業している母の地位別年間就労収入の構成割合

	総 数	100万円 未満	100～200 万円未満	200～300 万円未満	300～400 万円未満	400万円 以上	平均年間 就労収入
平成15年 常用 雇用者	(100.0)	(7.9)	(31.7)	(32.4)	(14.1)	(13.9)	252万円
臨時・ パート	(100.0)	(48.3)	(44.2)	(6.0)	(1.2)	(0.2)	110万円
平成18年 常用 雇用者	465 (100.0)	33 (7.1)	157 (33.8)	150 (32.3)	60 (12.9)	65 (14.0)	257万円
臨時・ パート	482 (100.0)	207 (42.9)	237 (49.2)	35 (7.3)	3 (0.6)	- (-)	113万円

(注) 年間就労収入の総数は不詳を除いた値である。

表15-(2)-3 現在就業している母の仕事の内容別年間就労収入の構成割合

	総数	100万円未満	100～200万円未満	200～300万円未満	300～400万円未満	400万円以上	平均年間就労収入
平成18年 専門的・ 技術的職業	191 (100.0)	25 (13.1)	53 (27.7)	43 (22.5)	31 (16.2)	39 (20.4)	278万円
事務	286 (100.0)	60 (21.0)	113 (39.5)	74 (25.9)	20 (7.0)	19 (6.6)	191万円
販売	126 (100.0)	41 (32.5)	66 (52.4)	13 (10.3)	4 (3.2)	2 (1.6)	140万円
サービス 職業	225 (100.0)	78 (34.7)	104 (46.2)	36 (16.0)	4 (1.8)	3 (1.3)	139万円

(注) 総数は不詳を除いた値である。

表15-(2)-4 父子世帯の父の年間就労収入の構成割合

	総数	100万円未満	100～200万円未満	200～300万円未満	300～400万円未満	400万円以上	平均年間就労収入
平成15年 総数	(100.0)	(6.2)	(10.9)	(22.5)	(18.6)	(41.9)	391万円
平成18年 総数	161 (100.0)	7 (4.3)	19 (11.8)	34 (21.1)	28 (17.4)	73 (45.3)	398万円

(注) 総数は不詳を除いた値である。

表15-(2)-5 現在就業している父の地位別年間就労収入の構成割合

	総数	100万円未満	100～200万円未満	200～300万円未満	300～400万円未満	400万円以上	平均年間就労収入
平成15年 常用雇用者	(100.0)	(-)	(6.4)	(21.3)	(21.3)	(51.0)	450万円
平成18年 常用雇用者	121 (100.0)	1 (0.8)	9 (7.4)	26 (21.5)	23 (19.0)	62 (51.2)	431万円

(注) 総数は不詳を除いた値である。

(3) 母子世帯になってからの期間と年間収入

母子世帯になってからの期間と平均年間収入を見ると、「5年未満」が191万円、「5年以上」が236万円と「5年以上」経過した世帯の方が23.6%高くなっている。

表15-(3) 母子世帯になってからの期間と年間収入

	総数	100万円未満	100～200万円未満	200～300万円未満	300～400万円未満	400万円以上	不詳	平均年間収入
平成18年 総数								
5年未満	665 (100.0)	143 (21.5)	241 (36.2)	131 (19.7)	51 (7.7)	40 (6.0)	59 (8.9)	191万円
5年以上	768 (100.0)	93 (12.1)	245 (31.9)	216 (28.1)	77 (10.0)	81 (10.5)	56 (7.3)	236万円

(参考) 児童扶養手当受給者(平成19年4月1日現在)の手当受給後5年間の年間所得等の状況

	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年
平均所得	45万円	67万円	77万円	84万円	89万円
平均収入	118万円	138万円	150万円	156万円	162万円
平均収入伸率	(100.0)	(116.9)	(127.1)	(132.2)	(137.3)

- (注) ・平均所得とは、平成13年度から児童扶養手当の受給を開始した者の額あって、平成14年から平成18年までの各年の現況届における控除後の所得額である。
 ・平均収入とは、平成13年度から児童扶養手当の受給を開始した者の額あって、控除後の所得額に給与所得控除額と社会保険料相当額(8万円)を加えた収入額である。

(4) 母子世帯の末子の状況別年間収入

末子が、小学校入学前の平均年間収入は 177 万円、小学生の平均年間収入は 208 万円、中学生の平均年間収入は 232 万円、高校生の平均年間収入は 248 万円であり、末子の年齢が上がるにつれて平均年間収入が増加している。

表 15-(4) 末子の状況別母子世帯の年間収入

	総数	100万円未満	100～200万円未満	200～300万円未満	300～400万円未満	400万円以上	平均年間収入
総数	平成15年 (100.0)	(20.3)	(35.9)	(23.4)	(11.1)	(9.2)	212万円
	平成18年 1,379 (100.0)	261 (18.9)	501 (36.3)	361 (26.2)	130 (9.4)	126 (9.1)	213万円
小学校入学前	平成15年 (100.0)	(29.7)	(36.8)	(17.3)	(9.9)	(6.1)	181万円
	平成18年 312 (100.0)	92 (29.5)	123 (39.4)	51 (16.3)	24 (7.7)	22 (7.1)	177万円
小学生	平成15年 (100.0)	(22.1)	(40.5)	(21.6)	(8.7)	(7.0)	197万円
	平成18年 506 (100.0)	96 (19.0)	183 (36.2)	143 (28.3)	49 (9.7)	35 (6.9)	208万円
中学生	平成15年 (100.0)	(12.8)	(33.5)	(32.2)	(11.0)	(10.5)	233万円
	平成18年 251 (100.0)	37 (14.7)	83 (33.1)	78 (31.1)	26 (10.4)	27 (10.8)	232万円
高校生	平成15年 (100.0)	(10.2)	(31.0)	(27.9)	(14.2)	(16.7)	267万円
	平成18年 227 (100.0)	23 (10.1)	83 (36.6)	67 (29.5)	21 (9.3)	33 (14.5)	248万円

(注) ・総数は不詳を除いた値である。

・平均年間収入については、上段は平成14年、下段は平成17年の数値である。

(5) 母子世帯の預貯金額

預貯金額の状況は、「50万円未満」が48.0%と最も多くなっている。

表15-(5) 母子世帯の預貯金額

	総数	50万円未満	50～100万円未満	100～200万円未満	200～300万円未満	300～400万円未満	400～500万円未満
平成18年 総数	1,517 (100.0)	728 (48.0)	103 (6.8)	127 (8.4)	81 (5.3)	39 (2.6)	10 (0.7)

500～700万円未満	700～1000万円未満	1000～1500万円未満	1500～2000万円未満	2000～3000万円未満	3000万円以上	不詳
38 (2.5)	9 (0.6)	26 (1.7)	7 (0.5)	12 (0.8)	17 (1.1)	320 (21.1)

(6) 社会保険の加入状況

ア 母子世帯について、社会保険に加入していると回答した世帯の割合は、「雇用保険」は56.3%、「健康保険」は93.6%、「公的年金」は82.6%となっている。

イ 父子世帯について、社会保険に加入していると回答した世帯の割合は、「雇用保険」70.8%、「健康保険」は98.9%、「公的年金」は90.8%となっている。

表15-(6)-1 母子世帯の社会保険の加入状況

雇用保険		健康保険		公的年金	
総数	(100.0)	総数	(100.0)	総数	(100.0)
加入している	(56.3)	被用者保険に加入している	(49.0)	被用者年金に加入している	(45.4)
加入していない	(43.7)	国民健康保険に加入している	(44.6)	国民年金に加入している	(37.2)
		加入していない	(6.5)	加入していない	(17.5)

(注) 表中の割合は不詳を除いた割合である。

表15-(6)-2 父子世帯の社会保険の加入状況

雇用保険		健康保険		公的年金	
総数	(100.0)	総数	(100.0)	総数	(100.0)
加入している	(70.8)	被用者保険に加入している	(63.8)	被用者年金に加入している	(62.2)
加入していない	(29.2)	国民健康保険に加入している	(35.1)	国民年金に加入している	(28.6)
		加入していない	(1.1)	加入していない	(9.2)

(注) 表中の割合は不詳を除いた割合である。

16 離婚母子世帯における父親からの養育費の状況

(1) 相談相手

離婚の際又はその後、子どもの養育費の関係で相談した者は、54.4%となっており、このうち主な相談相手としては「親族」が45.9%と最も多く、次いで「家庭裁判所」が25.5%となっている。

表16-(1) 養育費の主な相談相手

総数	相談した							相談していない	不詳
	親族	知人・隣人	県・市区町村窓口、母子自立支援員	弁護士	家庭裁判所	その他			
平成15年 (100.0)	(54.0) (100.0)	(43.2)	(7.7)	(5.5)	(11.4)	(26.5)	(5.7)	(46.0)	(-)
平成18年 1,209 (100.0)	658 (54.4) (100.0)	302 (45.9)	47 (7.1)	24 (3.6)	93 (14.1)	168 (25.5)	24 (3.6)	519 (42.9)	32 (2.6)

(2) 養育費の取り決め

ア 養育費の取り決め状況は、「取り決めをしている」が38.8%となっており、前回調査と比べて4.8%増加している。

イ 最近、母子世帯になった（母子世帯になってからの年数が短い）世帯ほど、養育費の「取り決めをしている」割合が高い傾向がある。

ウ 「協議離婚」は「その他の離婚」と比べて、養育費の「取り決めをしている」割合が低くなっている。

エ 養育費の取り決めをしていない理由については、「相手に支払う意思や能力がないと思った」が47.0%と最も多く、次いで、「相手と関わりたくない」が23.7%となっている。

表16-(2)-1 養育費の取り決め状況等

総数	養育費の取り決め				養育費の取り決めをしていない	不詳
	をしている	文書あり	文書なし	不詳		
平成15年 (100.0)	(34.0) (100.0)	(64.7)	(35.3)	(-)	(66.0)	(-)
平成18年 1,209 (100.0)	469 (38.8) (100.0)	298 (63.5)	165 (35.2)	6 (1.3)	705 (58.3)	35 (2.9)

表16-(2)-2 養育費の取り決めの有無（母子世帯になってからの年数階級別）

	総数	0～2年目	2～4年目	4年目～	不詳
平成18年 総数	1,209 (100.0)	223 (100.0)	218 (100.0)	703 (100.0)	65 (100.0)
取り決めている	469 (38.8)	98 (43.9)	85 (39.0)	270 (38.4)	16 (24.6)
取り決めていない	705 (58.3)	121 (54.3)	127 (58.3)	413 (58.7)	44 (67.7)
不詳	35 (2.9)	4 (1.8)	6 (2.8)	20 (2.8)	5 (7.7)

表16-(2)-3 養育費の取り決めの有無（離婚の方法別）

	総数	協議離婚	その他の離婚
平成18年 総数	1,209 (100.0)	1,012 (100.0)	197 (100.0)
取り決めている	469 (38.8)	316 (31.2)	153 (77.7)
取り決めていない	705 (58.3)	665 (65.7)	40 (20.3)
不詳	35 (2.9)	31 (3.1)	4 (2.0)

(注) その他の離婚とは、調停離婚、審判離婚及び裁判離婚のことである。以下同じ。

表16-(2)-4 養育費の取り決めの有無（就労収入階級別）

	総数	100万円未満	100～200万円未満	200～300万円未満	300～400万円未満	400万円以上	不詳
平成18年 総数	1,209 (100.0)	297 (100.0)	382 (100.0)	184 (100.0)	64 (100.0)	59 (100.0)	223 (100.0)
取り決めている	469 (38.8)	124 (41.8)	139 (36.4)	70 (38.0)	32 (50.0)	36 (61.0)	68 (30.5)
取り決めていない	705 (58.3)	168 (56.6)	234 (61.3)	109 (59.2)	31 (48.4)	22 (37.3)	141 (63.2)
不詳	35 (2.9)	5 (1.7)	9 (2.4)	5 (2.7)	1 (1.6)	1 (1.7)	14 (6.3)

表16-(2)-5 養育費の取り決めをしていない理由

総数	相手に支払う意思や能力がないと思った	相手と関わりたくない	取り決めの交渉をしたが、まとまらなかった	取り決めの交渉がわずらわしい	相手に養育費を請求できるとは思わなかった
平成15年 (100.0)	(48.0)	(20.6)	(9.8)	(3.8)	(2.9)
平成18年 705 (100.0)	331 (47.0)	167 (23.7)	67 (9.5)	24 (3.4)	18 (2.6)

現在交渉中又は今後交渉予定である	自分の収入で経済的に問題がない	子どもを引きとった方が、養育費を負担するものと思っていた	その他	不詳
(2.2)	(1.0)	(0.7)	(11.1)	(-)
16 (2.3)	13 (1.8)	9 (1.3)	49 (7.0)	11 (1.6)

(3) 養育費の受給状況

- ア 離婚した父親からの養育費の受給状況は、「現在も受けている」が 19.0 %となっており、前回調査と比べて 1.3 %増加している。
- イ 母子世帯になってからの年数が短いほど、「現在も受けている」と回答した世帯の割合が高い傾向となっている。
- ウ 養育費を現在も受けている又は受けたことがある世帯のうち額が決まっている世帯の平均月額額は 42,008 円となっている。

表 1 6 - (3) - 1 養育費の受給状況

総 数	現在も養育費を受けている	養育費を受けたことがある	養育費を受けたことがない	不 詳
平成15年 (100.0)	(17.7)	(15.4)	(66.8)	(-)
平成18年 1,209 (100.0)	230 (19.0)	194 (16.0)	714 (59.1)	71 (5.9)

表 1 6 - (3) - 2 養育費の受給状況 (母子世帯になってからの年数階級別)

	総 数	0～2 年目	2～4 年目	4年目～	不 詳
平成18年 総 数	1,209 (100.0)	223 (100.0)	218 (100.0)	703 (100.0)	65 (100.0)
現在も受けている	230 (19.0)	62 (27.8)	45 (20.6)	116 (16.5)	7 (10.8)
過去に受けたことがある	194 (16.0)	25 (11.2)	27 (12.4)	134 (19.1)	8 (12.3)
受けたことがない	714 (59.1)	125 (56.1)	135 (61.9)	414 (58.9)	40 (61.5)
不 詳	71 (5.9)	11 (4.9)	11 (5.0)	39 (5.5)	10 (15.4)

表16-(3)-3 養育費の受給状況(離婚の方法別)

	総 数	協議離婚	その他の離婚
平成18年 総 数	469 (100.0)	316 (100.0)	153 (100.0)
現在も受けている	216 (46.1)	140 (44.3)	76 (49.7)
過去に受けたことがある	139 (29.6)	95 (30.1)	44 (28.8)
受けたことがない	96 (20.5)	67 (21.2)	29 (19.0)
不 詳	18 (3.8)	14 (4.4)	4 (2.6)

(注) 養育費の取り決めをしている世帯に限る。

表16-(3)-4 養育費の受給状況(就労収入階級別)

	総 数	100万円 未満	100~200 万円未満	200~300 万円未満	300~400 万円未満	400万円 以上	不 詳
平成18年 総 数	1,209 (100.0)	297 (100.0)	382 (100.0)	184 (100.0)	64 (100.0)	59 (100.0)	223 (100.0)
現在も受けている	230 (19.0)	70 (23.6)	69 (18.1)	28 (15.2)	13 (20.3)	21 (35.6)	29 (13.0)
過去に 受けたことがある	194 (16.0)	37 (12.5)	54 (14.1)	40 (21.7)	20 (31.3)	9 (15.3)	34 (15.2)
受けたことがない	714 (59.1)	180 (60.6)	234 (61.3)	109 (59.2)	28 (43.8)	24 (40.7)	139 (62.3)
不 詳	71 (5.9)	10 (3.4)	25 (6.5)	7 (3.8)	3 (4.7)	5 (8.5)	21 (9.4)

表16-(3)-5 養育費を現在も受けている又は受けたことがある世帯の養育費(1世帯平均)の状況

総 数	額が決まっている	1世帯平均月額	額が決まっていない	不 詳
平成15年 (100.0)	(77.7)	44,660 円	(22.3)	(-)
平成18年 424 (100.0)	344 (81.1)	42,008 円	63 (14.9)	17 (4.0)

17 ひとり親世帯の子どもの数別世帯の状況

母子世帯の子どもの数は、「1人」が 54.1 %であり、「2人」が 35.6 %となっている。

父子世帯の子どもの数は、「1人」が 50.3 %であり、「2人」が 38.7 %となっている

表17 子どもの数別世帯の状況

	総数	1人	2人	3人	4人以上	平均子ども数
母子世帯	平成15年 (100.0)	(55.0)	(34.7)	(8.4)	(1.9)	1.58人
	平成18年 1,517 (100.0)	820 (54.1)	540 (35.6)	134 (8.8)	23 (1.5)	1.58人
父子世帯	平成15年 (100.0)	(56.0)	(33.5)	(9.3)	(1.1)	1.57人
	平成18年 199 (100.0)	100 (50.3)	77 (38.7)	20 (10.1)	2 (1.0)	1.62人

18 就学状況別にみた子どもの状況（20歳未満の児童）

ア 就学状況別にみた子どもの状況をみると、母子世帯では、「小学校入学前」が 17.1 %、「小学生」が 35.2 %、「中学生」が 19.4 %、「高校生」が 18.9 %となっている。

イ 父子世帯では、「小学校入学前」が 12.1 %、「小学生」が 31.0 %、「中学生」が 24.1 %、「高校生」が 21.4 %となっている。

表18-1 母子世帯の就学状況別にみた子どもの状況（20歳未満の児童）

	調査年	総数	小学校入学前	小学生	中学生	高校生	高等専門学校	短大生	大学生
該当する子ども	平成15年	(100.0)	(19.2)	(33.2)	(19.6)	(17.0)	(0.4)	(0.4)	(1.0)
	平成18年	2,404 (100.0)	412 (17.1)	846 (35.2)	467 (19.4)	454 (18.9)	10 (0.4)	7 (0.3)	38 (1.6)

専修学校 各種学校	就 労	その他	不 詳
(1.2)	(3.3)	(3.9)	(0.9)
37	75	49	9
(1.5)	(3.1)	(2.0)	(0.4)

表18-2 父子世帯の就学状況別にみた子どもの状況（20歳未満の児童）

	調査年	総数	小学校入学前	小学生	中学生	高校生	高等専門学校	短大生	大 学
該当する子ども	平成15年	(100.0)	(13.3)	(32.6)	(18.9)	(21.1)	(0.7)	(0.4)	(2.5)
	平成18年	323 (100.0)	39 (12.1)	100 (31.0)	78 (24.1)	69 (21.4)	1 (0.3)	- (-)	7 (2.2)

専修学校 各種学校	就 労	その他	不 詳
(2.1)	(4.2)	(2.5)	(1.8)
5	14	9	1
(1.5)	(4.3)	(2.8)	(0.3)

19 小学校入学前児童の保育状況

母子世帯、父子世帯ともに、「保育所」の割合が最も高く、母子世帯の場合、前回調査と比べて 2.4 %増加している。

表19-1 母子世帯における小学校入学前児童の保育状況

	調査年	総数	母	家族	親戚	保育所	幼稚園	保育ママ・ベビーシッター	その他	不詳
該当する子ども	平成15年	(100.0)	(20.4)	(5.5)	(1.0)	(62.9)	(8.5)	(0.5)	(1.2)	(-)
	平成18年	412 (100.0)	58 (14.1)	8 (1.9)	1 (0.2)	269 (65.3)	38 (9.2)	- (-)	5 (1.2)	33 (8.0)

表19-2 父子世帯における小学校入学前児童の保育状況

	調査年	総数	父	家族	親戚	保育所	幼稚園	保育ママ・ベビーシッター	その他	不詳
該当する子ども	平成15年	(100.0)	(2.8)	(21.0)	(-)	(60.6)	(15.7)	(-)	(-)	(-)
	平成18年	39 (100.0)	1 (2.6)	5 (12.8)	- (-)	18 (46.2)	4 (10.3)	1 (2.6)	- (-)	10 (25.6)

20 公的制度等の利用状況

ア ひとり親世帯に対する公的制度等の利用状況については、母子世帯、父子世帯ともに、「公共職業安定所」、「市町村福祉関係窓口」、「福祉事務所」の利用が多い。

また、公的制度等を「利用していないまたは利用したことがない」母子世帯のうち、今後利用したい公的制度等として、「母子福祉資金」が49.5%、「母子家庭等就業・自立支援センター事業」が37.4%、「自立支援教育訓練給付金事業」が39.8%となっている。

イ 母子福祉資金制度については、「不満である」又は「やや不満である」と回答したものが48.6%、「満足である」と回答したものが36.9%となっている。

ウ 生活保護の受給状況については、「受給している」が9.6%だった。

表20-1 福祉関係の公的制度等の利用状況 (%)

	母子世帯			父子世帯		
	利用している または 利用したこ とがある	利用してい ないまたは 利用したこ とがない	左のうち今後 利用したい	利用してい るまたは 利用したこ とがある	利用してい ないまたは 利用したこ とがない	左のうち今後 利用したい
福祉事務所	14.9 (21.0)	85.1 (79.0)	24.9 (33.7)	5.9 (7.2)	94.1 (92.8)	20.4 (20.7)
市町村福祉関係窓口	27.0 (30.9)	73.0 (69.1)	25.5 (36.8)	13.1 (12.8)	86.9 (87.2)	19.6 (18.3)
児童相談所	7.1 (8.7)	92.9 (91.3)	24.5 (28.3)	3.4 (3.3)	96.6 (96.7)	13.6 (16.0)
家庭児童相談室	4.1 (3.3)	95.9 (96.7)	24.7 (29.2)	0.7 (-)	99.3 (100.0)	17.2 (16.1)
母子自立支援員	4.4 (10.7)	95.6 (89.3)	17.4 (35.2)			
婦人相談所	3.7 (2.5)	96.3 (97.5)	24.4 (29.0)			
民生・児童委員	13.8 (17.8)	86.2 (82.2)	18.1 (23.0)	3.5 (4.1)	96.5 (95.9)	15.4 (13.7)
母子福祉資金	8.7 (10.5)	91.3 (89.5)	49.5 (51.9)			
家庭生活支援員の派遣	0.4 (0.6)	99.6 (99.4)	17.0 (18.2)	0.7 (1.7)	99.3 (98.3)	12.9 (6.0)
母子福祉センター	5.2 (10.2)	94.8 (89.8)	26.1 (33.2)			
母子生活支援施設	4.1 (3.0)	95.9 (97.0)	11.9 (13.6)			
公共職業安定所	38.9 (39.2)	61.1 (60.8)	27.8 (46.0)	13.6 (14.5)	86.4 (85.5)	9.5 (18.9)
公共職業能力開発施設	4.0 (4.5)	96.0 (95.5)	34.6 (38.9)	0.7 (0.8)	99.3 (99.2)	10.4 (12.0)
母子家庭等就業・自立支援センター事業	5.9 (1.0)	94.1 (99.0)	37.4 (37.1)			
自立支援教育訓練給付金事業	2.3 (0.6)	97.7 (99.4)	39.8 (38.2)			
高等技能訓練促進費事業	0.5 (0.2)	99.5 (99.8)	32.2 (36.5)			

(注) ・上段は平成18年、下段括弧は平成15年の割合である。

・表中の割合は、不詳を除いた割合である。

・公的制度等の種別については複数回答。

表 20-2 母子福祉資金制度について

総 数	不満である	やや不満である	満足である	分からない
平成15年 (100.0)	(16.4)	(31.3)	(28.9)	(23.4)
平成18年 111 (100.0)	14 (12.6)	40 (36.0)	41 (36.9)	16 (14.4)

(注) 利用しているまたは利用したことがある者のみ

表 20-3 母子福祉資金制度について (「不満である」又は「やや不満である」理由)

総 数	貸付金額が低い	借入手続が繁雑	貸付金の種類 が少ない	貸付条件が悪い	保証人がいない	その他の理由
平成15年 (100.0)	(30.8)	(33.0)	(10.4)	(15.4)	(*)	(10.4)
平成18年 256 (100.0)	56 (21.9)	39 (15.2)	22 (8.6)	24 (9.4)	73 (28.5)	42 (16.4)

(注) 利用したことがない者も含む。

表 20-4 生活保護の受給状況

総 数	受給している	受給していない
平成15年 (100.0)	(10.2)	(89.8)
平成18年 1,505 (100.0)	145 (9.6)	1,360 (90.4)

(注) 総数は不詳を除いた値である。

2.1 ひとり親世帯の悩み等

(1) 子どもについての悩み

ア 悩みの内容について、母子世帯では、子どもの性別を問わず「教育・進学」が最も多く、次いで「しつけ」となっている。

イ 父子世帯では、男の子については「教育・進学」が最も多く、次いで「食事・栄養」となっており、女の子については「教育・進学」が最も多く、次いで「しつけ」となっている。母子世帯との悩みの違いが見られる。

表2.1-(1)-1 母子世帯の母が抱える子どもについての悩みの内訳

	教育・進学	しつけ	就職	健康	非行	食事・栄養	結婚問題	衣服・身のまわり	その他
平成15年									
男の子	(50.3)	(21.8)	(11.0)	(4.9)	(3.7)	(3.3)	(0.1)	(0.3)	(4.6)
女の子	(55.9)	(17.1)	(8.9)	(7.3)	(2.0)	(2.3)	(1.9)	(0.5)	(4.2)
平成18年									
男の子	(55.8)	(18.9)	(10.3)	(5.3)	(1.8)	(2.3)	(0.5)	(0.9)	(4.2)
女の子	(56.9)	(19.0)	(5.5)	(5.2)	(2.1)	(2.6)	(1.9)	(1.5)	(5.3)

(注) 子どもの性別ごとの複数回答である。

表2.1-(1)-2 父子世帯の父が抱える子どもについての悩みの内訳

	教育・進学	しつけ	就職	健康	非行	食事・栄養	結婚問題	衣服・身のまわり	その他
平成15年									
男の子	(40.9)	(16.1)	(9.7)	(5.4)	(1.1)	(21.5)	(3.2)	(2.2)	(-)
女の子	(25.8)	(28.8)	(12.1)	(15.2)	(3.0)	(10.6)	(-)	(1.5)	(3.0)
平成18年									
男の子	(53.2)	(8.5)	(8.5)	(6.4)	(1.1)	(10.6)	(5.3)	(-)	(6.4)
女の子	(47.1)	(18.6)	(2.9)	(10.0)	(2.9)	(5.7)	(1.4)	(8.6)	(2.9)

(注) 子どもの性別ごとの複数回答である。

(2) ひとり親等の困っていること

ア 母子世帯の場合、「家計」が 46.3 %、「仕事」が 18.1 %、「住居」が 12.8 %となっている。

イ 父子家庭の場合、「家計」が 40.0 %、「家事」が 27.4 %、「仕事」が 12.6 %となっており、母子世帯との悩みの違いが見られる。

表 2 1 - (2) ひとり親等本人が困っていることの内訳

	総 数	家 計	仕 事	住 居	自分の健康	親族の健康・介護	家 事	そ の 他
母子世帯	平成15年 (100.0)	(43.7)	(22.5)	(17.4)	(10.0)	(*)	(1.1)	(5.2)
	平成18年 1,172 (100.0)	543 (46.3)	212 (18.1)	150 (12.8)	124 (10.6)	59 (5.0)	22 (1.9)	62 (5.3)
父子世帯	平成15年 (100.0)	(31.5)	(14.2)	(5.5)	(8.7)	(*)	(34.6)	(5.5)
	平成18年 135 (100.0)	54 (40.0)	17 (12.6)	10 (7.4)	8 (5.9)	* (*)	37 (27.4)	9 (6.7)

(注) 総数は不詳を除いた値である。

(3) 相談相手について

ア 「相談相手あり」と回答した割合は、母子世帯では 76.9 %、父子世帯では 59.4 %となっており、母子世帯と比べて父子世帯の相談相手のいる割合が低い。

イ 相談相手についてみると、いずれの世帯も「親族」が最も多い。

表 2 1 - (3) - 1 相談相手の有無

	総 数	相談相手あり	相談相手なし	相談相手の有無	
				相談相手が欲しい	相談相手は必要ない
母子世帯	平成15年 (100.0)	(80.7)	(19.3) (100.0)	(76.0)	(24.0)
	平成18年 1,470 (100.0)	1130 (76.9)	340 (23.1) (100.0)	231 (67.9)	109 (32.1)
父子世帯	平成15年 (100.0)	(50.6)	(49.4) (100.0)	(49.4)	(50.6)
	平成18年 197 (100.0)	117 (59.4)	80 (40.6) (100.0)	43 (53.8)	37 (46.3)

(注) 総数は不詳を除いた値である。

表 2 1 - (3) - 2 相談相手の内訳

	総 数	親 族	知人・隣人	母子自立 支援員等	公的機関	そ の 他	不 詳
母子世帯	平成15年 (100.0)	(65.0)	(29.4)	(0.5)	(2.3)	(2.7)	(-)
	平成18年 1,130 (100.0)	747 (66.1)	334 (29.6)	6 (0.5)	13 (1.2)	28 (2.5)	2 (0.2)
父子世帯	平成15年 (100.0)	(76.5)	(22.4)	(-)	(1.2)	(-)	(-)
	平成18年 117 (100.0)	79 (67.5)	33 (28.2)	- (-)	1 (0.9)	4 (3.4)	- (-)

表 2 1 - (3) - 3 相談相手が欲しい者の困っていることの内訳

	総 数	家 計	仕 事	住 居	自分の 健康	親族の健 康・介護	家 事	その他
母子世帯	平成15年 (100.0)	(45.9)	(18.6)	(20.2)	(12.6)	(*)	(-)	(2.7)
	平成18年 216 (100.0)	104 (48.1)	40 (18.5)	23 (10.6)	20 (9.3)	15 (6.9)	5 (2.3)	9 (4.2)
父子世帯	平成15年 (100.0)	(25.7)	(8.6)	(14.3)	(20.0)	(*)	(28.6)	(2.9)
	平成18年 40 (100.0)	13 (32.5)	5 (12.5)	4 (10.0)	4 (10.0)	* (*)	12 (30.0)	2 (5.0)

(注) 総数は不詳を除いた値である。

(参考) 養育者世帯の状況

1 養育者の続柄

養育者世帯の子どもと養育者の続柄をみると、58.6%が祖父母となっている。

表1 養育者の続柄別

総数	祖父母	伯(叔)父母	兄弟姉妹	その他
平成15年 (100.0)	(68.8)	(12.5)	(3.1)	(15.6)
平成18年 (100.0)	(58.6)	(24.1)	(-)	(17.2)

(注) 表中の割合は不詳を除いた割合である。

2 住居の状況

住居の所有状況は、「持ち家」が63.3%となっている。

表2 住居の所有状況

総数	持ち家	借家等			
		公営住宅	借家	同居	その他
平成15年 (100.0)	(75.0)	(9.4)	(15.6)	(-)	(-)
平成18年 (100.0)	(63.3)	(6.7)	(16.7)	(3.3)	(10.0)

(注) 「その他」は、間借り、公社・公団住宅等である。

3 子どもについての悩みについて

子どもについての悩みでは、男の子、女の子ともに「教育・進学」が最も多く、それぞれ60.0%、35.3%となっている。

表3 子どもについての悩みの内訳

総数	教育・進学	しつけ	就職	非行	健康	結婚問題	食事・栄養	衣服・身のまわり	その他	特になし
平成15年										
男の子 (100.0)	(18.8)	(6.3)	(12.5)	(-)	(6.3)	(-)	(-)	(-)	(-)	(56.3)
女の子 (100.0)	(31.8)	(13.6)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(54.5)
平成18年										
男の子 (100.0)	(60.0)	(-)	(-)	(-)	(6.7)	(-)	(-)	(6.7)	(6.7)	(20.0)
女の子 (100.0)	(35.3)	(5.9)	(-)	(-)	(11.8)	(-)	(-)	(-)	(5.9)	(41.2)

(注) ・子どもの性別ごとの複数回答である。
・表中の割合は不詳を除いた割合である。

4 困っていることについて

養育者が困っていることについて、「家計」及び「特にない」と回答した世帯がそれぞれ 25.0 %となっている。

表4 困っていることの内訳

総 数	家 計	健 康	住 居	仕 事	家 事	そ の 他	特にない
平成15年 (100.0)	(3.4)	(10.3)	(3.4)	(13.8)	(-)	(6.9)	(62.1)
平成18年 (100.0)	(25.0)	(17.9)	(14.3)	(7.1)	(-)	(10.7)	(25.0)

(注) 表中の割合は不詳を除いた割合である。

5 相談相手について

相談相手については、「あり」と答えた者は 69.0 %、「なし」と答えた者は 31.0 %となっている。

相談相手が「あり」と答えた者の相談相手の内訳は「親族」 60.0 % となっており、「なし」と答えたものの 44.4 %が「相談相手が欲しい」と答えている。

表5-1 相談相手の有無

総 数	あ り	な し	な し	
			欲しい	必要がない
平成15年 (100.0)	(71.0)	(29.0) (100.0)	(44.4)	(55.6)
平成18年 (100.0)	(69.0)	(31.0) (100.0)	(44.4)	(55.6)

(注) 表中の割合は不詳を除いた割合である。

表5-2 相談相手の内訳

総 数	親 族	知人・隣人	母子自立 支援員等	公的機関	そ の 他
平成15年 (100.0)	(72.7)	(4.5)	(-)	(13.6)	(9.1)
平成18年 (100.0)	(60.0)	(30.0)	(-)	(5.0)	(5.0)